会社法第803条第1項に基づく事前備置書類

（株式移転に係る事前備置書類）

株式会社ワンダーコーポレーション

2021年２月３日

株式移転に係る事前備置書類

茨城県つくば市小野崎294番地１
株式会社ワンダーコーポレーション
代表取締役社長　　内藤　雅義

株式会社ワンダーコーポレーション（以下、「ワンダーコーポレーション」又は「当社」といいます。）、株式会社ＨＡＰｉＮＳ（以下、「ＨＡＰｉＮＳ」という。）及び株式会社ジーンズメイト（以下、「ジーンズメイト」といい、ワンダーコーポレーション、ＨＡＰｉＮＳ及びジーンズメイトを総称して「３社」といいます。）は、2021年４月１日（以下、「本効力発生日」といいます。）をもって、共同株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方式により３社の完全親会社となるREXT株式会社（以下、「本持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本経営統合」といいます。）に合意し、2020年12月18日開催の３社の取締役会において決議のうえ、同日付で本株式移転に関する株式移転計画書（以下、「本株式移転計画」といいます。）を３社共同で作成しました。

本株式移転に際して、会社法第803条第１項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

１．株式移転計画書

別添１「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

２．会社法第773条第１項第５号及び第６号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

（１）株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

３社は、本株式移転による本持株会社の設立に際し、３社のそれぞれの株主に対し割当て交付する本持株会社の普通株式の割当比率（以下、「本株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

①　本株式移転に係る割当ての内容

会社名	ワンダーコーポレーション	ＨＡＰｉＮＳ	ジーンズメイト
株式移転比率	1	0.44	0.52

（注１）　株式の割当比率

ワンダーコーポレーションの普通株式１株に対して本持株会社の普通株式１株を、ＨＡＰｉＮＳの普通株式１株に対して本持株会社の普通株式0.44株を、ジーンズメイトの

普通株式１株に対して本持株会社の普通株式0.52株を割当交付いたします。なお、本持株会社の単元株式数は100株となります。

本株式移転により、３社の株主に交付しなければならない本持株会社の普通株式の数に１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、本株式移転比率は、本株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合等においては、３社で協議し、合意の上、変更することがあります。

（注２）　本持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：21,532,860株

上記は、ワンダーコーポレーションの2020年９月30日時点における普通株式の発行済株式総数（7,559,184株）、ＨＡＰｉＮＳの2020年９月30日時点における普通株式の発行済株式総数（15,000,000株）及びジーンズメイトの2020年９月30日時点における普通株式の発行済株式総数（16,101,466株）を前提として算出しております。但し、本効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、本効力発生日の直前（以下、「基準時」といいます。）においてそれぞれが保有する全ての自己株式（本株式移転に際して、会社法第806条第１項の規定に基づいてなされる株式買取請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。）を消却することを予定しているため、ワンダーコーポレーションが2020年９月30日時点で保有する自己株式である普通株式3,916株、ＨＡＰｉＮＳが2020年９月30日時点で保有する自己株式である普通株式219,026株及びジーンズメイトが2020年９月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,728,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、基準時までに実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、本持株会社が交付する新株式数については、今後変更が生じる可能性があります。

（注３）　単元未満株式の取扱い

本株式移転により、１単元（100株）未満の本持株会社の普通株式（以下、「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける３社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、本効力発生日以降、以下の制度を利用できます。

① 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

② 単元未満株式の買増制度（１単元への買い増し）

会社法第194条第１項及び本持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、自己の保

有する単元未満株式の数と併せて１単元株式数（100株）となる数の株式を本持株会社から買い増すことも可能とする予定です。

② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

３社はいずれもRIZAPグループ株式会社（以下、「RIZAPグループ」といいます。）の子会社であり、本株式移転は３社にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、下記「エ 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、ワンダーコーポレーションは山田コンサルティンググループ株式会社（以下、「山田コンサルティング」といいます。）を、ＨＡＰiＮＳは株式会社ストリーム（以下、「ストリーム」といいます。）を、ジーンズメイトはグローウィン・パートナーズ株式会社（以下、「グローウィン」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、ワンダーコーポレーションはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、ＨＡＰiＮＳはモリソン・フォースター法律事務所を、ジーンズメイトはシティユーワ法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定しました。また、３社は、本株式移転に係る３社の意思決定に慎重を期し、また、３社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2020年10月下旬に、それぞれ特別委員会を設置し、本株式移転について検討するための体制を整備いたしました。

上記体制の下、３社は、３社が相互に実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、それぞれの第三者算定機関による株式移転比率の分析・算定結果及びそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、３社が相互にそれぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、重要な局面におけるそれぞれの特別委員会からの意見・指示・要請等に基づいて慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式移転比率は妥当であり、それぞれの少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至り、2020年12月18日に開催された３社の取締役会において、本株式移転比率により本株式移転を行うことを決定し、合意いたしました。

イ 算定に関する事項

（ア） 算定機関の名称及び３社との関係

ワンダーコーポレーションの第三者算定機関である山田コンサルティング、ＨＡＰiＮＳの第三者算定機関であるストリーム及びジーンズメイトの第三者算定機関であるグローウィンは、いずれも３社及びRIZAPグループの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（イ） 算定の概要

本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、ワンダーコーポレーションは山田コンサルティングを、ＨＡＰｉＮＳはストリームを、ジーンズメイトはグローウィンを第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

山田コンサルティングは、３社は東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「ＤＣＦ法」といいます。）も併せて採用しております。各手法における株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。

なお、市場株価法については、2020 年 12 月 17 日を算定基準日とし、東京証券取引所における３社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

以下の株式移転比率の算定レンジは、ワンダーコーポレーションの普通株式１株に対して本持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、ＨＡＰｉＮＳの普通株式１株及びジーンズメイトの普通株式１株それぞれに対して割り当てる本持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

算定手法	株式移転比率の算定結果		
	ワンダー コーポレーション	ＨＡＰｉＮＳ	ジーンズメイト
市場株価法	1	0.29～0.46	0.39～0.52
ＤＣＦ法	1	0.19～0.73	0.19～0.55

山田コンサルティングは、ＤＣＦ法における株式移転比率の算定に際して、３社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で山田コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、３社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。山田コンサルティングの株式移転比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、３社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、３社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

山田コンサルティングがＤＣＦ法による分析に用いたＨＡＰｉＮＳの将来の利益計

画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には 2021 年３月期において、新型コロナウイルス感染拡大による「巣ごもり需要」とマッチした商品カテゴリー売上の増加、セール期における売価変更の抑制等により、対前年度比で営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該利益計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。

また、山田コンサルティングがＤＣＦ法による分析に用いたジーンズメイトの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、ＥＣチーム人員増と社内組織体制変更、ＥＣ先行企業との協業による商品開発や、プロモーション手法の確立、ＷＥＢ広告やアフィリエイト広告等の未対応だったプロモーション強化及び公式ＥＣサイトのリプレイスによるＥＣサイトでの売上の増加及び利益改善により、2022 年３月期から 2025 年３月期にかけて、対前年度比で営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該利益計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。

ストリームは、ワンダーコーポレーション、ＨＡＰｉＮＳ及びジーンズメイトが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためＤＣＦ法も併せて採用いたしました。

各手法による株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、ワンダーコーポレーションの普通株式１株に対して本持株会社の普通株式１株を割り当てる場合に、ＨＡＰｉＮＳ又はジーンズメイトの普通株式１株に対して割り当てられる本持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ	
	ＨＡＰｉＮＳ	ジーンズメイト
市場株価法	0.29～0.46	0.40～0.52
ＤＣＦ法	0.06～0.60	0.07～0.57

なお、市場株価法では、2020 年 12 月 17 日を算定基準日とし、東京証券取引所における３社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

ＤＣＦ法では、ワンダーコーポレーションについては、ワンダーコーポレーションが作成した 2021 年３月期から 2025 年３月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。ＨＡＰiＮＳについては、ＨＡＰiＮＳが作成した 2021 年３月期から 2025 年３月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。ジーンズメイトについては、ジーンズメイトが作成した 2021 年３月期から 2025 年３月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。

ストリームがＤＣＦ法による分析に用いたワンダーコーポレーションの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

また、ストリームがＤＣＦ法による分析に用いたＨＡＰiＮＳの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、ＰＢ商品の好調による粗利益率改善等により、2021 年３月期において、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。

また、ストリームがＤＣＦ法による分析に用いたジーンズメイトの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、ＥＣ事業の拡大、オリジナル企画商品の拡充による粗利益率改善により、2022 年３月期から 2025 年３月期にかけて、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。

ストリームは、株式移転比率の算定に際して、３社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、３社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ストリームの株式移転比率の算定は、2020 年 12 月 17 日現在までの情報及び経済条件を反映したもので、加えて、３社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については３社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、ストリームが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

グローウィンは、３社の普通株式が東京証券取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法による算定を行い、また、市場株価法に加え、３社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ＤＣＦ法による算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、ワンダーコーポレーションの普通株式１株に対して本持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、ＨＡＰｉＮＳの普通株式１株及びジーンズメイトの普通株式１株それぞれに対して割り当てる本持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

市場株価法では、2020 年 12 月 17 日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る５営業日、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

採用手法	ＨＡＰｉＮＳ	ジーンズメイト
市場株価法	0.29～0.46	0.40～0.52
ＤＣＦ法	0.25～0.50	0.32～0.54

グローウィンは、株式移転比率の算定に際して、３社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の各資産及び各負債の分析及び評価も含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、３社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、３社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

グローウィンがＤＣＦ法の前提としたワンダーコーポレーションの将来の利益計画においては、対前年度比で大幅な減益が見込まれている事業年度があります。具体的には 2021 年３月期において、選択定年制度実施に伴う退職金の計上により、対前年度比で当期純利益が大幅な減益となることを見込んでおります。

また、グローウィンがＤＣＦ法の前提としたＨＡＰｉＮＳの将来の利益計画においては、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度があります。具体的には 2021 年３月期において、新型コロナウイルス感染拡大による「巣ごもり需要」とマッチした商品カテゴリー売上の増加、セール期における売価変更の抑制等により、対前年度比で営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。

また、グローウィンがＤＣＦ法の前提としたジーンズメイトの将来の利益計画においては、2021 年３月期の新型コロナウイルス感染拡大の影響による業績悪化の反動により、対前年度比で当期純損失が大幅な赤字の縮小となることを見込んでおります。

ウ　上場廃止となる見込みとその事由及び本持株会社の上場申請等

３社は、本持株会社の株式について、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱスタンダード市場（以下、「ＪＡＳＤＡＱ市場」といいます。）に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しており、上場日は、2021 年４月１日を予定しております。また、３社は本株式移転により本持株会社の完全子会社となりますので、本持株会社の上場に先立ち、３社の普通株式は 2021 年３月 30 日付で上場廃止となる予定ですが、本持株会社の株式の上場が承認された場合には、本効力発生日において３社の株主の皆様に割当てられる本持株会社の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、本株式移転に際して３社の株主の皆様が保有する株式数に応じて交付された１単元（100 株）以上の本持株会社の株式について、３社の株主の皆様は、引き続き東京証券取引所において、取引することができます。

なお、具体的な本持株会社の株式上場日及び３社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

エ　公正性を担保するための措置

本株式移転の公平性・妥当性を担保するため、上記「ア　割当ての内容の根拠及び理由」及び「イ　算定に関する事項」に記載のとおり、ワンダーコーポレーションは山田コンサルティングを、ＨＡＰｉＮＳはストリームを、ジーンズメイトはグローウィンを第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。３社は、かかる算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、３社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式移転比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、３社は、本株式移転に際して、３社から独立したリーガル・アドバイザーとして、ワンダーコーポレーションはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、ＨＡＰｉＮＳはモリソン・フォースター法律事務所を、ジーンズメイトはシティユーワ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等についての法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、モリソン・フォースター法律事務所及びシティユーワ法律事務所は、３社及び RIZAP グループの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有してお

りません。

オ　利益相反を回避するための措置

３社はいずれも RIZAP グループの子会社であり、本株式移転は３社にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、３社は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

A)　ワンダーコーポレーション

I.　ワンダーコーポレーションにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

ワンダーコーポレーションの取締役会は、本株式移転に係る同社の意思決定に慎重を期し、また、同社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2020 年 10 月 22 日、３社及び３社の親会社である RIZAP グループ並びにその子会社と利害関係を有しない外部有識者である高橋明人氏（高橋・片山法律事務所、弁護士)、長谷川臣介氏（長谷川公認会計士事務所代表、公認会計士）及び木下政昭氏（Ａ＆ＭＩアドバイザーズファーム株式会社代表取締役、公認会計士）の３名から構成される特別委員会(以下､｢ワンダーコーポレーション特別委員会｣といいます。)を設置しました。ワンダーコーポレーション特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。

ワンダーコーポレーションは、ワンダーコーポレーション特別委員会に対して、a.本株式移転の目的の合理性（本株式移転がワンダーコーポレーションの企業価値の向上に資するかを含む。)、b.本株式移転の取引条件の妥当性（本株式移転の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)、c.本株式移転の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)、d.上記 a.乃至 c.その他の事項を踏まえ、ワンダーコーポレーションの取締役会が本株式移転の実施を決定することがワンダーコーポレーションの少数株主にとって不利益か否か、について諮問しました。

ワンダーコーポレーション特別委員会は、2020 年 10 月 30 日から 2020 年 12 月 17 日までに合計７回開催し､上記諮問事項に関し､慎重に検討を行いました。具体的には、ワンダーコーポレーション特別委員会は、(a)RIZAP グループから本株式移転の目的及び本株式移転によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(b) ワンダーコーポレーションから本株式移転の目的、本株式移転についての同社の考え及び本株式移転が同社の企業価値に与える影響、本株式移転後の経営体制・方針、同社の事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項について

の質疑応答を実施し、(c) 山田コンサルティングから３社の株式価値算定の結果及び株式移転比率についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(d) アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式移転の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式移転に係るワンダーコーポレーションの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、並びに (e) 本株式移転に係る関連資料等により、本株式移転に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて上記諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、ワンダーコーポレーション特別委員会は、ワンダーコーポレーションから、本株式移転に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり同社との間で交渉の方針等について協議を行い、同社に意見する等して、本株式移転に係る交渉過程に関与しております。

ワンダーコーポレーション特別委員会は、かかる経緯の下、諮問事項について総合的な検討を慎重に行った結果、2020 年 12 月 17 日付で、ワンダーコーポレーション特別委員会の意見として、以下の旨の答申書を、ワンダーコーポレーションの取締役会に対して提出しております。

ⅰ. 本株式移転の目的の合理性（本株式移転がワンダーコーポレーションの企業価値の向上に資するかを含む。）

ワンダーコーポレーションから説明を受けた(a)本経営統合の目的及び必要性・背景事情、並びに (b) 本株式移転を経て行われる本経営統合のメリットについて、特に上記「１．株式移転を行う理由」に記載の点に注目し、ワンダーコーポレーションの現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであり、同社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合し、同社における将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられること、ワンダーコーポレーションと RIZAP グループとの間で、また３社の間で、ワンダーコーポレーションの属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本経営統合の必要性及びメリットの検討を行っていること、ワンダーコーポレーション及び RIZAP グループから説明を受けたワンダーコーポレーションの今後の事業見通し及び成長見通し並びに本経営統合後に実施を検討している施策等について、ワンダーコーポレーションの事業内容及び経営状況を前提とした上で、RIZAP グループの経営方針をも踏まえたものといえ、いずれも不合理なものとは認められないことから、本株式移転の目的は合理的なものである（本株式移転がワンダーコーポレーションの企業価値の向上に資するものである）と考える。

ii. 本株式移転の取引条件の妥当性（本株式移転の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）

本株式移転は、上記「１．株式移転を行う理由」に記載の各事情のもとで本経営統合を目的とするものであるところ、本株式移転を経て本持株会社を設立すること、また３社の株主に対して本持株会社の株式を割り当てることは、いずれも当該目的に沿うものと考えられ、ワンダーコーポレーションが本経営統合において共同株式移転の手続を選択すること、またその対価を本持株会社の株式とすることは、いずれも妥当なものと考えられること、ワンダーコーポレーションにおいて、本経営統合の条件、とりわけ本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、本株式移転比率の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式移転比率に関する算定書を取得した上で、当該株式移転比率算定書を参考としていること、当該第三者算定機関作成の株式移転比率算定書の結論に至る計算過程について､その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること、上記算定についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっているワンダーコーポレーションの事業計画の内容に関する同社及び第三者算定機関からワンダーコーポレーション特別委員会に対する説明を踏まえ、ワンダーコーポレーション特別委員会においても、ワンダーコーポレーションの事業計画の作成経緯及び同社の現状を把握したうえで、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えていること、あわせて、上記算定の前提となっているＨＡＰｉＮＳ及びジーンズメイトの各事業計画についても、ワンダーコーポレーション及び第三者算定機関からワンダーコーポレーション特別委員会に対する説明等を踏まえて、合理的なものであると考えていること、これらを踏まえ、ワンダーコーポレーション特別委員会でも独自に検証を実施した上、当該第三者算定機関作成の株式移転比率算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないこと、また、当該株式移転比率算定書を基礎としてワンダーコーポレーションにおいても本経営統合の必要性及びメリット、同社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本株式移転比率の検討を行ってきたといえること、ワンダーコーポレーションにおいて、経験豊富なリーガル・アドバイザー及び第三者算定機関を起用し、本株式移転比率を含む本経営統合全般の条件交渉に関する助言を得ているといえること、本経営統合は会社法の定める株式移転の手続を経て行われる予定であるところ、株式移転を含む所定の組織再編に関連する少数株主（一般株主）の権利保護を目的とした会社法上の

規定として、当該組織再編に反対する株主（いわゆる反対株主）は、当該株主が有する株式を公正な価格で買取ることを会社に対して請求する権利（すなわち株式買取請求権）が認められていること、この買取価格について、一定の期間内にワンダーコーポレーションとの間で協議が調わない場合には、当該株主（及びワンダーコーポレーション）は、公正な価格の決定を求めて裁判所に対して所定の申立てを行うことが可能であること、かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、ワンダーコーポレーションの少数株主（一般株主）においては、上記の手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされていること、これらのワンダーコーポレーションにおける対応は、本経営統合の条件とりわけ本株式移転比率の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する同社の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものであると考えられること、以上の通り、今般ワンダーコーポレーションにて決議が予定されている本株式移転比率は、合理的な算定を踏まえて検討、決定、合意されたものといえ、本株式移転比率の妥当性が認められるものと考えられることから、本株式移転の条件（本株式移転の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）の公正性及び妥当性が確保されていると考える。

iii. 本株式移転の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）

ワンダーコーポレーションは本経営統合への対応を検討するに当たり、ワンダーコーポレーションにおける検討及び意思決定の過程に対するＨＡＰｉＮＳ及びジーンズメイト並びにRIZAPグループの影響を排除するべく、３社及びRIZAPグループのいずれからも独立したワンダーコーポレーション特別委員会を設置していること、ワンダーコーポレーションは、本経営統合への対応を検討するに当たり、本経営統合の条件とりわけ本株式移転比率の公正性を確保すべく、本株式移転比率の算定を、３社及びRIZAPグループのいずれからも独立した第三者算定機関である山田コンサルティングへ依頼した上で、株式移転比率算定書を取得していること、また山田コンサルティングの上記独立性に関しワンダーコーポレーション特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること、また本経営統合に関する法的助言を得るべく、３社及びRIZAPグループのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所の上記独立性に関しワンダーコーポレーション特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該

独立性を確認していること、本経営統合において、３社はいずれもRIZAPグループの子会社であり、本株式移転は３社にとって支配株主との重要な取引等に該当するものであることから、構造的かつ典型的な利益相反性が生じる可能性があり得るところ、ワンダーコーポレーションにおいては、上記の体制のもと、本経営統合についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、ワンダーコーポレーションからＨＡＰｉＮＳ及びジーンズメイト並びにRIZAPグループに対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたといえること、ワンダーコーポレーションを含む３社間の協議及び交渉の方針に関して、ワンダーコーポレーションからワンダーコーポレーション特別委員会に対して協議及び交渉方針等の説明が行われた上で、ワンダーコーポレーション特別委員会において確認された当該協議及び交渉方針の下に３社間での交渉が進められたこと、ワンダーコーポレーションを含む３社間の協議及び交渉の具体的な状況についても、適時にワンダーコーポレーション特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に本株式移転比率に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえワンダーコーポレーション特別委員会からワンダーコーポレーションに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる提言及び要請等を行うなど、本経営統合の条件とりわけ本株式移転比率の交渉過程にワンダーコーポレーション特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていること、その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、ワンダーコーポレーションにおいて全般的な検証を重ねた上で、３社間での複数回に及ぶ協議を経て本株式移転比率に関して、今般取締役会決議が予定されている比率についての最終的な調整が進められたこと、その後、最終的にワンダーコーポレーションを含む３社間において本株式移転比率を含む本経営統合の条件について合意するに至り、ワンダーコーポレーションにおいて、当該合意された比率をもって、取締役会で決議を予定している本株式移転比率となったこと、RIZAPグループ並びにＨＡＰｉＮＳ及びジーンズメイトの役職員と兼務関係にあるワンダーコーポレーション取締役については、意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高めるために、ワンダーコーポレーションにおける本経営統合の検討に加わっておらず、今後開催される本経営統合に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めているといえること、以上の通り、本経営統合の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じたワンダーコーポレーション株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられることから、本株式移転において公正な手続を通じ

たワンダーコーポレーションの株主の利益への十分な配慮がなされていると考える。

iv. 上記 i. 乃至 iii. その他の事項を踏まえ、ワンダーコーポレーションの取締役会が本株式移転の実施を決定することがワンダーコーポレーションの少数株主に不利益か否か

上記 i. 乃至 iii. までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、ワンダーコーポレーション特別委員会において、本株式移転を含む本経営統合がワンダーコーポレーションの少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらず、従ってワンダーコーポレーション取締役会が本株式移転の実施を決定することはワンダーコーポレーションの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

II. ワンダーコーポレーションにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

本株式移転に関する議案を決議した 2020 年 12 月 18 日開催のワンダーコーポレーションの取締役会においては、ワンダーコーポレーションの取締役のうち、内藤雅義氏及び塩田徹氏は RIZAP グループの執行役員を、大塚一暁氏はジーンズメイトの取締役を、小島茂氏はＨＡＰiＮＳの取締役をそれぞれ兼務していることから、利益相反を回避するため、（ｉ）まず、取締役７名のうち、内藤雅義氏、塩田徹氏、大塚一暁氏及び小島茂氏を除く取締役３名で審議し、その全員一致により決議を行った後、（ii）取締役会の定足数を確保する観点から、内藤雅義氏、塩田徹氏、大塚一暁氏及び小島茂氏を加えた取締役７名で改めて審議し、その全員一致により決議を行っております。

なお、利益相反を回避する観点から、内藤雅義氏、塩田徹氏、大塚一暁氏及び小島茂氏は、ワンダーコーポレーションの立場において本経営統合に係る協議及び交渉に参加しておりません。

B) ＨＡＰiＮＳ

I. ＨＡＰiＮＳにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

ＨＡＰiＮＳの取締役会は、本株式移転に係る同社の意思決定に慎重を期し、また、同社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2020 年 10 月 22 日、３社及び３社の親会社である RIZAP グループ並びにその子会社と利害関係を有しないＨＡＰｉＮＳの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第 436 条の２に規定する独立役員である田中弘之氏、並びに３社及び３社の親会社である RIZAP グループ並びにその子会社と利害関係を有しない外部有識者であ

る小澤幹人氏（弁護士法人港国際法律事務所、弁護士)、及び前川健嗣氏（前川健嗣公認会計士事務所、公認会計士）の３名から構成される特別委員会（以下、「ＨＡＰｉＮＳ特別委員会」といいます。）を設置しました。ＨＡＰｉＮＳ特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。

ＨＡＰiＮＳは、ＨＡＰiＮＳ特別委員会に対して、a. 本株式移転の目的の合理性（本株式移転がＨＡＰｉＮＳの企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、b. 本株式移転の取引条件の妥当性（本株式移転の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）に関する事項、c. 本株式移転の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、d. 上記 a. 乃至 c. その他の事項を踏まえ、ＨＡＰｉＮＳの取締役会が本株式移転の実施を決定することがＨＡＰｉＮＳの少数株主に不利益か否か、について諮問しました。

ＨＡＰｉＮＳ特別委員会は、2020 年 10 月 28 日から 2020 年 12 月 17 日までに合計９回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、ＨＡＰｉＮＳ特別委員会は、(a)RIZAP グループから本株式移転の目的及び本株式移転によって見込まれるシナジー、取引の実施方法として本株式移転を選択した理由、並びに本株式移転後の本持株会社における経営体制及び経営方針等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(b) ＨＡＰｉＮＳから本株式移転の目的、本株式移転についての同社の考え及び本株式移転が同社の事業又は企業価値に与える影響等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(c) ストリームから株式移転比率の算定の結果、株式移転比率の算定の前提とした３社の事業計画の内容、３社に係るデュー・デリジェンスの結果、及び株式移転比率の算定方法の採用理由等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(d) モリソン・フォースター法律事務所から、本株式移転の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式移転に係るＨＡＰｉＮＳの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、並びに (e) 本株式移転に係る関連資料等により、本株式移転に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、ＨＡＰｉＮＳ特別委員会は、ＨＡＰｉＮＳから、本株式移転に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり同社との間で交渉の方針等について協議を行い、同社に意見する等して、本株式移転に係る交渉過程に関与しております。

ＨＡＰｉＮＳ特別委員会は、かかる経緯の下、2020 年 12 月 17 日付で、大要以下の通りの答申書を、ＨＡＰｉＮＳの取締役会に対して提出しております。

i.　答申内容

a.　本株式移転はＨＡＰｉＮＳの企業価値の向上に資さないとする特段の事情はなく、本株式移転の目的は合理的なものであると考えられる。

b.　本株式移転の取引条件の妥当性（本株式移転の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）は認められるものと考えられる。

c.　本株式移転の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）について、ＨＡＰｉＮＳの少数株主の利益に対する十分な配慮がなされた公正性担保措置が講じられており、公正でないとすべき特段の事情は認められないと考えられる。

d.　上記 a. 乃至 c. その他の事項を踏まえ、ＨＡＰｉＮＳの取締役会における本株式移転を実施することについての決定はＨＡＰｉＮＳの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

ii. 答申理由

a.　本株式移転の目的の合理性（本株式移転がＨＡＰｉＮＳの企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項について

ＨＡＰｉＮＳ特別委員会は、以下の各事項を総合考慮して、上記ｉ．a. の答申内容を提出するに至った。

・ ３社は、RIZAP グループの「ライフスタイル」セグメントに属しているところ、(i) 同事業領域において「顧客基盤及び店舗基盤の強化」、「共通機能（ＥＣ、出店、調達等）の統合による経営の効率化」、「事業間シナジー強化による新たな非対面事業の創出等を含む収益機会の拡大」といった３社共通する経営目標が存在し、それらについて３社が協力して実現が目指せるとの認識で一致した点、及び(ii)国内小売市場は、消費者の購買行動の多様化をはじめ不透明な状況が続き、2020 年は新型コロナウイルス感染拡大の影響も加わって、重大な経営環境の変化に直面しているとの認識で一致している点について、特段不合理な点はない。

・ このような状況の下、３社及び親会社である RIZAP グループにおいて、上記の３社共通の経営目標の実現に加えて、今後の経営基盤の安定のために、３社がそれぞれ持つ経営資源を集中し、従来のビジネスモデルの転換及び財務基盤・コスト競争力の抜本的な強化を行うことが急務であるとの認識に至ったことについても、特段不合理な点はない。

・ ＨＡＰｉＮＳを含む３社は上場会社として独立した立場から事業運営を行うべき立場にあるところ、３社の連携やシナジーの発揮については、３社それぞれの少数株主との間の利益相反の問題が伴うなど一定の限界が

あることは否定できず、大胆な経営資源の集中、ビジネスモデルの転換及び財務基盤・コスト競争力の抜本的な強化を十分に実現できる事業の運営体制にはないとの認識について、これを否定する特段の事情は認められない。

・ そして、具体的には、（ア）高付加価値ＰＢ商品とＥＣ化加速による増収施策への経営資源集中、（イ）成長市場への事業構造のシフト、（ウ）デジタルトランスフォーメーションの推進による顧客体験価値の最大化と差別化及び競争力の向上、（エ）スケールメリットの追求、共通機能統合・店舗の統廃合等によるコスト競争力の向上、（オ）新ブランド・新規事業の創出による新たな収益機会の拡大、（カ）財務体質の強化及び戦略分野への投資集中、（キ）上場会社の集約による上場維持コストの削減とガバナンス強化の各事項を狙いとして、３社のシナジーの最大化等のために３社が事業の運営体制を含めて経営統合を図ること、及びその経営統合にあたっては３社が培ってきた企業文化や経営理念を尊重し、３社の事業の枠組みを保持しながら、経営資源を最適化し課題解決への推進力を発揮できる体制を目指していくためには３社による共同株式移転により持株会社を設立し、持株会社の経営・事業戦略の下で機動的なグループ経営を推進していくべきとの判断に至ったことについて、特段不合理な点はない。

b.　本株式移転の取引条件の妥当性（本株式移転の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）に関する事項について

ＨＡＰｉＮＳ特別委員会は、以下の各事項を総合考慮して、上記ｉ．b.の答申内容を提出するに至った。

まず、本株式移転における株式移転比率については、以下の各事情を総合考慮して妥当であると判断した。

・ ＨＡＰｉＮＳは、３社及びRIZAPグループから独立しており、株式価値の算定・分析業務について経験豊富なストリームに株式移転比率算定書（以下「ストリーム株式移転比率算定書」という。）の作成を依頼している。

・ ストリーム株式移転比率算定書におけるＤＣＦ法による算定の前提とされている３社の事業計画の作成目的、作成手続及び内容について、特に不合理な点は認められない。

・ ストリーム株式移転比率算定書において採用された算定手法及び当該算定手法を用いた算定内容について特に不合理な点は認められず、ストリーム株式移転比率算定書の算定結果は信用できるものと判断されるとこ

ろ、ワンダーコーポレーションの普通株式１株に対して本持株会社の普通株式１株を割り当てる場合に、ＨＡＰｉＮＳの普通株式１株に対して割り当てられる本持株会社の普通株式数は0.44株であり、かかる数値は、ストリーム株式移転比率算定書における市場株価法による算定結果の上限値に近く、ＤＣＦ法による算定結果のレンジの中央値を大きく上回るものである。

そして、本株式移転の実施方法や対価の種類の妥当性については、以下の各事情を総合考慮して妥当であると判断した。

・ 上記a.記載のとおり３社はRIZAPグループの「ライフスタイル」という同一のセグメントに属しているところ、３社が培ってきた企業文化や経営理念を尊重し、３社の事業の枠組みを保持しながらも、経営資源を最適化・事業シナジーを最大化できる体制を目指していくために、本持株会社を新設する３社による共同株式移転という方法を選択したことについて、妥当性を否定すべき特段の事情はない。
・ また、ＨＡＰｉＮＳの普通株式の対価としてＨＡＰｉＮＳの少数株主が取得するのは、本持株会社の普通株式であるところ、本持株会社の普通株式については、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しており、その流動性が確保されていると評価できることに加え、本株式移転による３社の企業価値増大の利益を引き続き享受できる地位にあると評価できることから、対価の種類についても妥当性を否定すべき特段の事情はない。

c.　本株式移転の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項ついて

ＨＡＰｉＮＳ特別委員会は、以下の各事項を総合考慮して、上記ｉ．c.の答申内容を提出するに至った。

・ ＨＡＰｉＮＳは、本株式移転に際し、３社及びRIZAPグループから独立した第三者算定機関としてストリームを選定し、株式移転比率の算定を依頼し、ストリーム株式移転比率算定書を取得した。
・ ＨＡＰｉＮＳは、本株式移転に際して、３社及びRIZAPグループから独立したリーガル・アドバイザーとしてモリソン・フォースター法律事務所を選定し、本株式移転の手続面における公正性を担保する観点から法的助言を受けている。
・ ＨＡＰｉＮＳは、本株式移転に係るＨＡＰｉＮＳの意思決定に慎重を期し、また、ＨＡＰｉＮＳの取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、ＨＡＰｉＮＳ

の取締役会において本株式移転を行う旨の決定をすることがＨＡＰｉＮＳの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、３社及び RIZAP グループから独立したＨＡＰｉＮＳ特別委員会を設置し、ＨＡＰｉＮＳ特別委員会に必要な権限を付与した上で、答申書を取得している。

・ ＨＡＰｉＮＳの取締役会は、ＨＡＰｉＮＳの取締役会における本株式移転に関する意思決定については、ストリーム株式移転比率算定書の内容及びモリソン・フォースター法律事務所によるアドバイスを踏まえつつ、ＨＡＰｉＮＳ特別委員会の意見を最大限尊重して行うこととしている。

・ 本株式移転に関する議案を決議する予定のＨＡＰｉＮＳの取締役会においては、ＨＡＰｉＮＳ取締役のうち、高橋究氏はワンダーコーポレーションの従業員を、小島茂氏はワンダーコーポレーションの取締役を、村瀬功氏は RIZAP グループの従業員をそれぞれ兼務していることから、利益相反を回避するため、ＨＡＰｉＮＳの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、上記３名を除いた取締役４名で審議し、その全員一致により決議を行う予定である。なお、利益相反を回避する観点から、上記３名は、ＨＡＰｉＮＳの立場において本経営統合に係る協議及び交渉にも参加していない。

d. 上記 a. 乃至 c. その他の事項を踏まえ、ＨＡＰｉＮＳの取締役会が本株式移転の実施を決定することがＨＡＰｉＮＳの少数株主に不利益か否か

ＨＡＰｉＮＳ特別委員会は、上記 a. 乃至 c. のとおり、①本株式移転はＨＡＰｉＮＳの企業価値向上に資さないとする特段の事情はなく、本株式移転の目的は合理的なものであり、②本株式移転の取引条件の妥当性（本株式移転の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）は認められるべきものであり、③本株式移転の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）について、ＨＡＰｉＮＳの少数株主の利益に対する十分な配慮がなされた公正性担保措置が講じられており、公正でないとすべき特段の事情は認められないと考えられるため、上記ｉ．d. の答申内容を提出するに至った。

II. ＨＡＰiＮＳにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

本株式移転に関する議案を決議した 2020 年 12 月 18 日開催のＨＡＰiＮＳの取締役会においては、ＨＡＰiＮＳの取締役のうち、高橋究氏はワンダーコーポレーションの従業員を、小島茂氏はワンダーコーポレーションの取締役を、村瀬功氏は RIZAP グループの従業員をそれぞれ兼務していることから、利益相反を

回避するため、ＨＡＰｉＮＳの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、高橋究氏、小島茂氏、村瀬功氏を除いた取締役４名で審議し、その全員一致により決議を行っております。

なお、利益相反を回避する観点から、高橋究氏、小島茂氏及び村瀬功氏は、ＨＡＰｉＮＳの立場において本経営統合に係る協議及び交渉に参加しておりません。

C)　ジーンズメイト

I.　ジーンズメイトにおける利害関係を有しない特別委員会からの意見書の取得

ジーンズメイトの取締役会は、本株式移転に係る同社の意思決定に慎重を期し、また、同社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2020 年 10 月 22 日、３社及び３社の親会社である RIZAP グループ並びにその子会社と利害関係を有しないジーンズメイトの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第 436 条の２に規定する独立役員である根本真孝氏、並びに３社及び３社の親会社である RIZAP グループ並びにその子会社と利害関係を有しない外部有識者である山下聖志氏（山下総合法律事務所、弁護士）、及び須田雅秋氏（須田公認会計士事務所代表、公認会計士）の３名から構成される特別委員会（以下、「ジーンズメイト特別委員会」といいます。）を設置しました。ジーンズメイト特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。

ジーンズメイトは、ジーンズメイト特別委員会に対して、a.本株式移転の目的の正当性・合理性（本株式移転による当社の企業価値の向上を含む。）、b.本株式移転の条件の公正性（株式移転比率の妥当性を含む。）、c.本株式移転に係る手続の公正性、d.本株式移転が当社の少数株主にとって不利益なものではないか、について諮問しました。

ジーンズメイト特別委員会は、2020 年 10 月 26 日から 2020 年 12 月 17 日までに合計７回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、ジーンズメイト特別委員会は、(a)RIZAP グループから本株式移転の目的及び本株式移転によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(b) ジーンズメイトから本株式移転の目的、本株式移転についての同社の考え及び本株式移転が同社の企業価値に与える影響、本株式移転後の経営体制・方針、同社の事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(c) グローウィンから３社の株式価値算定の結果及び株式移転比率についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、(d) シティユーワ法律事務所から、本株式移転の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式移転に係るジーンズメイトの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回

避するための措置の内容について説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施し、並びに（e）本株式移転に係る関連資料等により、本株式移転に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて上記諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、ジーンズメイト特別委員会は、ジーンズメイトから、本株式移転に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり同社との間で交渉の方針等について協議を行い、同社に意見する等して、本株式移転に係る交渉過程に関与しております。

ジーンズメイト特別委員会は、かかる経緯の下、2020 年 12 月 17 日付で、以下の旨を内容とする答申書を、ジーンズメイトの取締役会に対して提出しております。

i. ジーンズメイト及び RIZAP グループへのヒアリング等によれば、ジーンズメイトについて、アパレル業界全体として厳しい事業環境にある中で、足元の状況においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等を受けた実店舗における対面販売方式に対する制約やインバウンド需要の一時的な消滅により、業績は低調に推移する状況がみられるとのことである。そのため、ＥＣサイトを利用した非対面事業への転換や、高付加価値ＰＢ商品の拡充、仕入・物流等の効率化（コストの削減）などを進める必要があるものの、ジーンズメイト単独の取り組みには自ずと限界があり、また、本株式移転の当事者が独立した上場会社との立場では一体的な構造改革を迅速に推進することは困難とのことである。

このような中、(a) ジーンズメイトは、本株式移転の実施後において、①高付加価値ＰＢ商品とＥＣ化加速による増収施策への経営資源集中、②成長市場への事業構造のシフト、③顧客体験価値の最大化と差別化・競争力向上の為のデジタルトランスフォーメーションの推進、④スケールメリットの追求、共通機能統合・店舗の統廃合等によるコスト競争力の向上、⑤新ブランド・新規事業の創出による新たな収益機会の拡大、⑥戦略分野への投資集中、⑦上場会社の集約による上場維持コストの削減とガバナンス強化といった各施策の実施を想定しているところ、これらの施策は、ジーンズメイトの経営課題の解決に資する取組みといえ、ジーンズメイトの中長期的な企業価値の向上のために積極的に推進していくべき施策であるものと考えられる。(b) 他方、非上場化に伴い、今後の資金調達への影響、取引先に対する信用力の低下、今後の人材採用への影響などが懸念されるが、ジーンズメイト及び RIZAP グループへのヒアリング等によれば、いずれについてもその影響は限定的とのことであり、その説明内容には特段不合理な点は認められない。

以上を総合的に考慮すると、本株式移転は、ジーンズメイトの企業価値

の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められる。

ii. 本株式移転の手続については、①(a)支配株主であるRIZAPグループ及び本株式移転の当事者によるジーンズメイトの意思決定過程への影響を排除するため、RIZAPグループ、ワンダーコーポレーション及びＨＡＰｉＮＳ並びに本株式移転の成否からの独立性を有する委員（ジーンズメイトの社外取締役１名、社外有識者２名の計３名）で構成される特別委員会が設置され、社外取締役の委員が委員長に選定されたほか、(b)特別委員会において、ジーンズメイトが選任した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを承認し、必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認した上で、第三者算定機関からは、株式移転比率の算定結果に関する説明を受け、リーガル・アドバイザーからは、本株式移転の手続等に係る法的助言を受けるとともに、(c)本株式移転に関する交渉過程への関与方針として、本株式移転に関する交渉自体はジーンズメイトの社内者やアドバイザーが行うことを想定しているが、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することを確認するなど、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られ、(d)その上で、本株式移転比率について、ジーンズメイトの第三者算定機関による株式移転比率の算定結果の説明及び質疑応答を踏まえた検討を行い、本株式移転比率は、一定の合理的な水準にあると考えられ、②独立した法律事務所からの法的助言や、独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書を取得していること、③RIZAP グループ及び本株式移転の当事者による本株式移転に係る開示書類において、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当と認められる情報が開示される予定であること、④ジーンズメイトの取締役会において、利益相反回避の観点から、ジーンズメイト以外の本株式移転の当事者及びRIZAPグループの役職員を兼任する取締役を審議及び決議から排除していること等の諸般の事情を総合的に考慮すると、少数株主の利益を図る観点から本株式移転の条件の公正性を担保するために十分な措置が採られていると評価できる。

以上を総合的に考慮すると、本株式移転に係る交渉過程及び意思決定に至る手続においては、少数株主の利益を図る観点から取引条件の公正さを担保するために十分な措置が採られていると評価できる。

iii. 本株式移転における株式移転比率は、ジーンズメイトが選任した第三者算定機関による株式移転比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジの範囲内であり、加えて、ＤＣＦ法の算定レンジの範囲内であることから、

当該算定結果に照らして合理的な水準にあると認められること等の諸般の事情を総合的に考慮すると、本株式移転の条件には公正性及び妥当性が認められると考えられる。

以上を総合的に考慮すると、本株式移転の条件には公正性及び妥当性が認められると考えられる。

iv. 上記ⅰ．からiii．を踏まえると、本株式移転の決定は、ジーンズメイトの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

II. ジーンズメイトにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

本株式移転に関する議案を決議した2020年12月18日開催のジーンズメイトの取締役会においては、ジーンズメイトの取締役のうち、鎌谷賢之氏はRIZAPグループの取締役を、丸山滋氏はRIZAPグループの従業員を、村瀬伸行氏はワンダーコーポレーションの執行役員を、大塚一暁氏はワンダーコーポレーションの取締役をそれぞれ兼務していることから、利益相反を回避するため、（ⅰ）まず、取締役７名のうち、鎌谷賢之氏、丸山滋氏、村瀬伸行氏及び大塚一暁氏を除く取締役３名で審議し、その全員一致により決議を行った後、（ⅱ）取締役会の定足数を確保する観点から、鎌谷賢之氏、丸山滋氏、村瀬伸行氏及び大塚一暁氏を加えた取締役７名で改めて審議し、その全員一致により決議を行っております。

なお、利益相反を回避する観点から、鎌谷賢之氏、丸山滋氏、村瀬伸行氏及び大塚一暁氏は、ジーンズメイトの立場において本経営統合に係る協議及び交渉に参加しておりません。

（２） 本持株会社の資本金及び準備金に関する事項

ワンダーコーポレーション、ＨＡＰiＮＳ及びジーンズメイトは、本株式移転による本持株会社の設立に際し、本持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

① 資本金の額 100,000,000円
② 資本準備金の額 25,000,000円
③ 利益準備金の額 0円

これら資本金及び準備金の額は、設立後の本持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、ワンダーコーポレーション、ＨＡＰiＮＳ及びジーンズメイトで協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものです。

３．計算書類等に関する事項

（１） ワンダーコーポレーションに関する事項

① 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財

産の状況に重要な影響を与える事象の内容

【資本金の額の減少】

ワンダーコーポレーションは、2021年２月18日開催予定の臨時株主総会の決議を前提として、会社法第447条第１項の規定に基づき、2021年３月30日を効力発生日として、資本金の額3,185,550,908円のうち、3,085,550,908円を減少させ、100,000,000円とし、減少する資本金の額 3,085,550,908 円の全額をその他資本剰余金に振り替えることを決議しております。

【選択定年制度導入による特別損失の計上】

ワンダーコーポレーションは、2020年10月13日開催の取締役会において、選択定年制度を導入することを決議し、その募集が終了し結果が確定したことにより、割増退職金及び再就職支援等に伴う発生費用として特別損失２億５百万円を計上いたしました。

（２） ＨＡＰｉＮＳに関する事項

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

ＨＡＰｉＮＳの 2020 年３月期に係る計算書類等の内容につきましては、別添２をご参照ください。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

【特別利益及び特別損失の計上】

ＨＡＰｉＮＳは、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の収入（2021年３月期第２四半期累計期間で53百万円）を特別利益に計上するとともに、新型コロナウイルス感染症を受けた店舗の臨時休業中に発生した人件費・店舗家賃・減価償却費等（2021年３月期第２四半期累計期間で153百万円）及び閉店を決議した店舗についての減損損失等（2021年３月期第２四半期累計期間で17百万円）を特別損失に計上いたしました。

（３） ジーンズメイトに関する事項

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

ジーンズメイトの2020年３月期に係る計算書類等の内容につきましては、別添３をご参照ください。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

【資本金の額の減少】

ジーンズメイトは、2021 年２月 18 日開催予定の臨時株主総会の決議を前提として、会社法第 447 条第１項の規定に基づき、2021 年３月 30 日を効力発生日として、資本金の額 2,338,387,524 円のうち、2,238,387,524 円を減少させ、100,000,000 円とし、減少する資本金の額 2,238,387,524 円の全額をその他資本剰余金に振り替えることを決議しております。

【特別利益及び特別損失の計上】

ジーンズメイトは、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の収入（2021 年３月期第２四半期累計期間で 81 百万円）を特別利益に計上するとともに、新型コロナウイルス感染症を受けた店舗の臨時休業や営業時間の短縮期間中に発生した人件費・店舗家賃・減価償却費等（2021 年３月期第２四半期累計期間で 209 百万円）及び不採算店舗等の閉鎖を決定したことに伴い発生する減損損失（2021 年３月期第２四半期累計期間で 86 百万円）を特別損失に計上いたしました。

別添１

株式移転計画書（写）

株式会社ワンダーコーポレーション（以下「甲」という。）、株式会社ＨＡＰｉＮＳ（以下「乙」という。）及び株式会社ジーンズメイト（以下「丙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことに合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲、乙及び丙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第 6 条に定義する。以下同じ。）において、甲、乙及び丙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
   (1) 目的
   新会社の目的は、別紙 1 の定款第 2 条記載のとおりとする。
   (2) 商号
   新会社の商号は、「REXT 株式会社」とし、英文では「REXT, Inc.」と表示する。
   (3) 本店の所在地
   新会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号とする。
   (4) 発行可能株式総数
   新会社の発行可能株式総数は、80 百万株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。
   代表取締役社長　　内藤雅義
   取締役　　迎綱治
   取締役　　鎌谷賢之

取締役　　塩田徹
取締役　　長谷川亨
取締役　　村瀬伸行

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。
取締役　　大谷章二
社外取締役　小島茂
社外取締役　大塚一暁

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
太陽有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際し、新会社が甲、乙及び丙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、当該時点を「基準時」という。）における甲、乙及び丙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、それぞれの有する甲、乙及び丙の株式に代わり、(i)甲が基準時現在発行している株式数に1を乗じた数、(ii)乙が基準時現在発行している株式数に0.44を乗じた数、及び(iii)丙が基準時現在発行している株式数に0.52を乗じた数の合計に相当する数の新会社の株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際し、基準時における甲、乙及び丙の株主名簿にそれぞれ記載又は記録された甲、乙及び丙の各株主に対し、(i)その有する甲の普通株式1株につき新会社の普通株式1株、(ii)その有する乙の普通株式1株につき新会社の普通株式0.44株、(iii)その有する丙の普通株式1株につき新会社の普通株式0.52株を割り当てる。
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額
100,000,000 円
(2) 資本準備金の額
25,000,000 円
(3) 利益準備金の額
0 円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2021 年 4 月 1 日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、

甲、乙及び丙にて協議し、三者の合意の上、これを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

甲、乙及び丙は、2021 年 2 月 18 日を開催日として臨時株主総会をそれぞれ招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙及び丙にて協議し、三者の合意の上、かかる臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場及び株主名簿管理人）

1. 甲、乙及び丙は、新会社の発行する普通株式が新会社の成立の日に株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱに上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手続を協力して行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当の禁止）

甲、乙及び丙は、本計画作成後新会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（自己株式の消却）

甲、乙及び丙は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第 806 条 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

甲、乙及び丙は、本計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって、通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの事業、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲、乙及び丙が協議し、三者の合意の上これを行う。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第 7 条に定める甲、乙及び丙の株主総会のうち少なくとも一の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立の日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うもの

とする。

第13条 （株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間に、甲、乙又は丙の事業遂行又は財務状況に重大な変更が生じ又はかかる変更が生じることが明らかになった場合、本株式移転の実施に重大な支障となる事態が生じ又はかかる事態が生じることが明らかとなった場合その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、三者の合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第14条 （協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲、乙及び丙が別途協議し合意の上定める。

［本頁以下余白］

以上を証するため、原本3通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

2020年12月18日

甲：茨城県つくば市小野崎294番地１
株式会社ワンダーコーポレーション
代表取締役社長　　内藤　雅義

乙：　東京都品川区西五反田７丁目22番17号
株式会社ＨＡＰｉＮＳ
代表取締役社長　　柘植　圭介

丙：　東京都渋谷区富ヶ谷１丁目49番４号
株式会社ジーンズメイト
代表取締役社長　　冨澤　茂

別紙1　定款

REXT株式会社定款

第一章 総 則

第1条　（商 号）

当会社は、REXT株式会社と称し、英文ではREXT, Inc. と表示する。

第2条　（目 的）

当会社は次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、および次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用電気機器、業務用電気機器、事務機器、電気通信機器、冷暖房機器、空調機器、音響機器、トレーニング等の健康器具、レコード、楽器、磁気テープ、ゲーム機、携帯電話端末機およびこれらに関連する物品ならびにソフトの販売
2. 各種計測器、光学機器、時計、眼鏡、貴金属、カメラ用品、美術品、宝石、書画、彫刻、写真およびこれらに関連する物品の販売
3. 日用雑貨、金物雑貨、民芸品、装飾品、衣料品、服飾品、繊維製品、靴および履物、鞄、袋物、寝具類、石油製品、ガス器具、家具、インテリア小物、傘、装身具、化粧用具、造花、台所用品およびこれらに関連する物品の販売
4. 医薬品、医療部外品、医療用器具、化学工業薬品、動物医薬品、化粧品、香料、石鹸、健康食品、衛生用品およびこれらに関連する物品の販売
5. 動物、ペット用品、植物、生花、園芸用品、肥料、農薬、毒物劇物の販売および農園経営
6. 自動車用品、スポーツ用品、書籍、文具、玩具、人形、紙、ポストカード、クリスマスカード、事務用品およびこれらに関連する物品の販売
7. 食料品、酒類、飲料水および穀物、たばこ、喫煙具、塩、切手・印紙の販売
8. 出版業、複写業、撮影・録音に関する業務およびこれらに関連する物品の販売
9. インターネットを利用した広告業および雑誌、テレビ、新聞、インターネット等による通信販売業
10. 映像、音楽、ゲーム等の情報提供サービスに関する業務
11. 古物営業法による古物売買業
12. 前各号商品のレンタル業、卸売、委託販売、輸出入業、割賦販売業、割賦販売斡旋業および割賦債権買取業ならびにその必要工事の施工および修理業
13. 食堂、喫茶店、飲食店、遊園地、興行場、遊戯場、娯楽施設、スポーツ施設、宿泊施設、カラオケルーム、プレイガイド、学習塾および駐車場の経営

14. 不動産の売買・賃貸借・所有・仲介・斡旋・管理業ならびに動産の賃貸業
15. 金銭の貸与、その賃借の媒介およびその保証
16. 経営管理指導ならびに業務受託
17. スポーツ振興券およびこれらに関連する物品の販売
18. 自然再生可能エネルギーによる発電・売電事業
19. 引越荷役事業および作業請負
20. 引越の請負
21. オフィスの引越業
22. 一般貨物自動車運送事業および貨物軽自動車運送事業
23. 一般および産業廃棄物の収集、運搬、処理および再生ならびに再生品の販売
24. ビルクリーニング業およびハウスクリーニング業
25. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
26. 音楽著作権の管理
27. 音楽著作物の利用の開発
28. 録音物、録画物の原盤の企画、制作
29. 音声、映像ソフトウェアの企画、制作および販売
30. 楽譜の出版、販売
31. 芸能実演家の育成および管理
32. コンサート・イベントの企画、制作、運営
33. テレビ、ラジオ、インターネット番組の企画、制作
34. キャラクター商品の企画、制作、販売
35. 知的財産権（著作権・商標権・意匠権等）の実施、使用、利用許諾、媒介、維持および管理
36. 音楽スタジオの経営ならびに管理
37. 録音技術者の育成ならびに派遣
38. 衣料品、繊維製品、服飾品の企画、製造
39. 靴および履物、日用雑貨、スポーツ用品の企画、製造
40. 装飾雑貨、貴金属、宝石、時計、眼鏡、光学機器の企画、製造
41. 映画・コンサート等の各種チケットの販売
42. 有価証券の投資および保有
43. 石鹸、化粧品、香料、寝具、家具、インテリア小物、装身具、鞄、袋物、造花、化粧用具、傘、家庭用電気製品、玩具、人形、楽器、紙、文房具、ポストカード、クリスマスカード、書画、彫刻、写真、および喫煙用具の製造
44. 前各号の各事業を経営するフランチャイズチェーン店の加盟店募集ならびに加盟店の経営診断および指導

45. 上記各号に関連または付帯する一切の業務

第3条　（本店の所在地）
当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条　（機 関）
当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

第5条　（公告方法）
当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株 式

第6条　（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、80百万株とする。

第7条　（自己株式の取得）
当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条　（単元株式数）
当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条　（単元未満株式についての権利）
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 次条に定める請求をする権利

第10条　（単元未満株式の買増請求）

1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という）することができる。
2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条　（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第12条　（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第13条　（基準日）

当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者を、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第三章 株主総会

第14条　（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

第15条　（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条　（招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他

の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条　（決議の方法）
1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て行う。

第19条　（議決権の代理行使）
1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第20条　（議事録）
株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第四章 取締役および取締役会

第21条　（員 数）
1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第22条　（選任方法）
1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。

3. 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条　（任 期）
1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第24条　（代表取締役および役付取締役）
1. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。

第25条　（取締役会規程）
取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条　（取締役会の招集権者および議長）
1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役会を招集し、議長となる。

第27条　（取締役への重要な業務執行の決定の委任）
当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執

行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条　（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第29条　（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以て行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第30条　（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第31条　（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第32条　（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第五章 監査等委員会

第33条　（常勤の監査等委員の選任）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第34条　（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第35条　（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第36条　（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第六章 会計監査人

第37条　（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条　（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条　（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第40条　（会計監査人の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損

害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第七章 計 算

第41条　（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第42条　（剰余金の配当等の決定機関）
当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第43条　（剰余金の配当の基準日）
1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第44条　（配当金の除斥期間等）
1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息を付けない。

附則

第1条　（最初の事業年度）
第41条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和4年3月31日までとする。

第2条　（最初の取締役の報酬等）
1. 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は年額3億円以内とする。
2. 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額3,000万円以内とする。

第3条　（附則の削除）
本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとす

る。

以上

別添２

株式会社ＨＡＰｉＮＳ

計算書類等

株式会社HAPiNSの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事　業　報　告

（自 2019年４月１日
　至 2020年３月31日）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により、緩やかな回復基調で推移していたものの、消費増税に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済の減速を背景とした景況感の悪化が続き、国内景気は東京オリンピック延期も含め先行き不透明な状態が続いております。

小売業界におきましては、企業間の業態を越えた販売競争の激化に加え、慢性的な労働力不足や新型コロナウイルスによる影響等、依然として厳しい環境で推移いたしました。また、暖冬の影響を大きく受けることとなりました。

このような経営環境のなかで当社は、『価値の追求』『選択と集中』をキーワードに構造改革を推進してまいりました。お客様にわかりやすい価値を追求し、わかりやすく伝えていくために商品価値向上と価値訴求の強化を行ってまいりました。また、前期より推進しております取扱い商品数の絞り込みによる戦略商品の販売促進の集中を継続して行うことで、PB商品の売上構成比が増加し原価率の改善を図ることで利益を確保してまいりましたが、暖冬によりメイン商材である冬物が伸び悩み、さらに新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛により売上高は減少となりました。

利益面では、構造改革推進が奏功し、粗利益率が前年に比べ3.0%の改善となったものの、売上高減少に伴う粗利益の減少を補えず、営業利益は前年と比べ大きく下回りました。

当期の出退店の状況は、短期契約である催事店舗も含めて「HAPiNS」ブランドで直営店６店舗、FC店１店舗出店いたしました。また、「HAPiNS」ブランドで直営店14店舗、FC店３店舗閉店いたしました。「PASSPORT」ブランドで直営店４店舗、FC店が２店舗閉店いたしました。さらに、直営店２店舗の改装を実施しております。その結果、当期末の店舗数（短期契約を含む）は、直営店が151店舗、FC店舗が10店舗の計161店舗となっております。

これらの結果、当期の売上高は8,324百万円と前年同期と比べ1,381百万円（14.2％）の減収、営業利益は12百万円と前年同期と比べ120百万円（90.6％）の減益、経常損失は25百万円と前年同期と比べ90百万円（前年同期は経常利益64百万円）の減益、当期純損失は341百万円と前年同期と比べ284百万円の減益となりました。

なお、期末配当につきましては、業績、財政状態と今後の経営環境を総合的に勘案し、無配とさせていただくことについて、株主の皆様には誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

(2) 部門別売上高

期別 / 部門	当期（第52期）		前期（第51期）	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
リビンググッズ	324	3.9	472	4.9
ダイニンググッズ	784	9.4	1,050	10.8
ライフファブリックス	4,598	55.2	5,622	57.9
バラエティグッズ	2,474	29.7	2,301	23.7
直営店小売計	8,181	98.3	9,446	97.3
✓ランチャイズ等卸売他	142	1.7	259	2.7
合計	8,324	100.0	9,706	100.0

（注）各部門に含まれる主な品種は以下のようになっております。
①リビンググッズ..... テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等
②ダイニンググッズ..... マグカップ、ボトル、カトラリー、和洋食器、はし、弁当箱、エプロン等
③ライフファブリックス……マット、クッション、カバーリング、パジャマ、ルームウェア タオル、寝具類等
④バラエティグッズ..... ぬいぐるみ、ステーショナリー、携帯アクセサリー等
⑤フランチャイズ等卸売他…フランチャイズ店等へ商品及び用度品の卸売りとロイヤリティ等

(3) 設備投資等の状況

当期における新規開設店舗（直営店６店舗、フランチャイズ店１店舗）は次のとおりであります。

地区別	店舗数	直営店	フランチャイズ店
関東	4	〃千住マルイ店 荻窪タウンセブン店 南町田グランベリーパーク店	WonderGOO 富岡店
中部・東海	1	イオン＊ール東浦店	
近畿	1	カナートモール和泉府中店	
九州	1	サクラマチ熊本店	

（注）1. 上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。
2. これらの店舗の新設、既存店の改装等に伴う当期総投資額は294百万円であります。

なお、当期中に閉鎖した店舗（直営店18店舗、フランチャイズ店５店舗）は次のとおりであります。

地区別	店舗数	直営店	フランチャイズ店
関東	12	公津の杜ユアエルム店 らら ぽーと新三郷店 宇都宮パセオオ店 イン茅ケ崎中央田店 小急相模原ザイ店 モクモールル港北イ店 マシティィ横浜窪タ店 荻ウンセブン店 八王子OPA店	Wonder GOO旭店 Wonder GOO入間店 Wonder GOO加須店
中部・東海	4	マークイズ静岡店 イオンモールル東店 ヨ員店 シズヤ太平通り	小牧アピタ店
近畿	4	カナート洛北店 奈良ミ・ナラ店 京都MOMOテラス店	淡路ベイプラザアルクリオ店
中国・四国	2	ゆめタウン呉店 さんすて岡山店	
九州	1	イオンモールル鹿児島店	

（注）上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。

(4) 資金調達の状況

当期は、金融機関より長期借入金50百万円の調達を行いました。

(5) 対処すべき課題

「ＨＡＰｉＮＳ(ハピンズ)」ブランドのイメージを構築し、オリジナルの新商品や新しい品揃えで他の雑貨専門店との差別化を行い、既存店舗の事業再構築に取り組んでまいります。また、『価値の追求』『選択と集中』をキーワードに構造改革を推進することで収益性の向上を図ります。今後の成長性を確保するために、以下の内容を対処すべき課題としてとらえ、その対応に取り組んでまいります。

①構造改革の実現

・『価値の追求へ』

お客様にわかりやすい価値を追求し、わかりやすく伝えていくために商品価値向上と価値訴求の強化をしてまいります。

・『選択と集中』

取扱商品数を絞り込み、戦略商品の販売促進の集中を行うことで競合店との差別化及び原価率の改善を図ってまいります。

②非対面ビジネスの最大化

近年の天候不順や環境変化等に左右されにくいマーケットとして、ECの強化、最大化に注力してまいります。また、同様に海外の販路拡大のため、越境ECを推進してまいります。

③販売費及び一般管理費の削減

コスト構造の改善として、販売費及び一般管理費の見直しを行い、利益体質の強化に努めてまいります。

i. 物流関連コストの削減

店舗配送や倉庫内作業費等物流関連コストの削減に取り組んでまいります。

ii. 店舗家賃の削減

新規出店店舗及び既存店の条件交渉を実施することで店舗家賃の削減に取り組んでまいります。

iii. 人件費の削減

組織や人員配置の適正な見直しを実施することで人件費の削減に取り組んでまいります。

（継続企業の前提に関する重要事象等を改善・解消するための対応策）

当社は、前期においては、営業利益及び経常利益を計上しておりますが、当期純損失を計上しており、当期においても経常損失及び当期純損失を計上したことから、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を改善・解消すべく、2018年８月１日に商号を「株式会社ＨＡＰｉＮＳ」に変更し、メインブランドである「HAPiNS」の業態を主軸に、新規出店及び既存店の内装・外観の見直しといったブラッシュアップ、自社オリジナル商品の強化によるブランド力向上に取り組んでおります。

商品におきましては、商品構成の見直し、取扱い商品数の絞り込みによる戦略商品の販売を強化することで粗利益率のさらなる改善に取り組んでおります。また、取扱い商品数が絞りこまれることで、商品補充や在庫管理等、店舗オペレーションの効率化を進めております。

しかしながら、2020年２月より顕著となった新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、その収束時期や収束後の消費活動の見通し等が不透明であります。当社はこの状況下において、実店舗でのお客様と従業員の安全対策を講じるとともに、非対面ビジネスであるオンラインショップへの注力を行い、売上の最大化と収益改善に努めてまいります。

資金面に関しましては、運転資金の調達など取引金融機関からの継続的な支援協力を得ております。また、2020年４月７日に発令された政府の緊急事態宣言及びそれに伴う一部地方自治体の要請等による店舗の休業や営業時間の短縮などで大幅な減収となる可能性があることを想定し、取引金融機関と当座貸越契約等の締結や長期借入金等による調達をしており、加えて納税猶予制度、社会保険料等の納付猶予制度の活用、その他の費用削減等の施策を行うなど、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。

上記施策や５月25日の緊急事態宣言解除後の売上高の回復状況を踏まえ、慎重に検討を行った結果、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 49 期 (2017 年３月期)	第 50 期 (2018 年３月期)	第 51 期 (2019 年３月期)	第52期(当期) (2020 年３月期)
売上高(百万円)	10,215	8,778	9,706	8,324
経常利益または経常損失(△)(百万円)	△622	127	64	△25
当期純利益または当期純損失(△)(百万円)	△849	29	△57	△341
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)(円)	△66.89	1.99	△3.89	△23.14
総資産(百万円)	4,531	5,382	5,905	4,621
純資産(百万円)	763	785	728	385

(注) 1. １株当たり当期純利益及び１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第49期につきましては、事業年度の変更に伴い、2016年３月１日から2017年３月31日までの13か月間となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況ⅰ)

親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、当社の普通株式を10,403,000株（持株比率70.38%）を保有しております。当社は親会社より役員の兼務等の関係があります。

ⅱ）親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ.取引に当って当社の利益を害さないように留意した項目

当社は、親会社との取引に関して、当社の利益を害さないよう、市場実勢価格や市場金利等を勘案して親会社と価格交渉を行い、取引条件等を決定し、適正な取引条件の実現を図っています。

ロ.当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記の対応によって適正な取引実現のために必要な措置が講じられているものと判断しています。

ハ.取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況該

当事項はありません。

(8) **主要な事業内容**

当社は、駅ビル・ショッピングセンターを中心としたテナント出店及び路面店を展開し、インテリア雑貨（テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等）、生活雑貨（マグカップ、ボトル、和洋食器、弁当箱、エプロン、マット、カバーリング、パジャマ、ルームウエア、タオル等）を中心に各種雑貨商品を直営店舗で販売する小売専門店及び当社とフランチャイズ契約を締結した加盟店に、同商品を卸売りするフランチャイズ事業を営んでおります。

(9) 営　業　所

① 本　　店 東京都品川区西五反田７丁目22番17号

② 営 業 店 直　　営　　店　151店舗

フランチャイズ店　　10店舗

合　　計　161店舗

地区別	店舗数	直営店	フランチャイズ店
〃海道・東北	8	北海道（1）	
		青森県（1）	
		宮城県（3）	
		福島県（3）	
関東	65	栃木県（3）	
		群馬県（3）	群馬県（1）
		茨城県（5）	茨城県（1）
		埼玉県（8）	埼玉県（1）
		千葉県（9）	
		東京都(21)	
		神奈川県(13)	
中部・東海	26	新潟県（2）	
		富山県（1）	
		長野県（2）	
		山梨県（1）	
		岐阜県（2）	
		静岡県（7）	
		愛知県（2）	愛知県（3）
		三重県（3）	
		石川県（3）	
近畿	22	滋賀県（3）	
		京都府（2）	
		大阪府（9）	
		兵庫県（7）	
		奈良県（1）	

地区別	店舗数	直営店	フランチャイズ店
中国・四国	18	岡山県（3） 広島県（6） 山口県（1） 徳島県（2） 香川県（4） 愛媛県（1） 高知県（1）	
九州	22	福岡県（8） 長崎県（3） 佐賀県（1） 大分県（1） 熊本県（3） 宮崎県（2）	大分県（4）
合計	161	151	10

（注）上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。

(10) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男子	16	9(減)	43.6	13.2
女子	121	3(減)	39.6	14.9
合計または平均	137	12(減)	40.1	14.7

（注）1. 上記従業員数には社外から当社への出向者４名が含まれております。
2. 上記従業員数には臨時従業員（アルバイト・パートタイマー）を含んでおりません
なお、臨時従業員は500名（月165時間換算）であります。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	780
株式会社横浜銀行	624
株式会社商工組合中央金庫	199
株式会社百十四銀行	230

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　19,420,000株

(2) 発行済株式の総数　15,000,000株

(3) 株主数　5,681名

(4) 大株主

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
RIZAP グループ株式会社	10,403	70.38
株式会社パスポート トライフ	1,000	6.77
株式会社みずほ銀行	60	0.41
水野由美子	53	0.36
大竹秀達	53	0.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	40	0.27
竹内謙一	40	0.27
広瀬薫	34	0.24
水野周子	32	0.22
株式会社ダイゴ・クリエイト	31	0.21

（注）持株比率は自己株式（219,026株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柘植 圭介	営業部長兼商品部長兼店舗開発統括部長
取締役	島田 直昭	経理財務部長
取締役	塩塚 哲也	管理部長
取締役（常勤監査等委員）	田中 弘之	
取締役（監査等委員）	小島 茂	有限会社プラン・ドゥ・シー代表取締役 ヒューマンテラス株式会社取締役 株式会社ウィル取締役 堀田丸正株式会社社外取締役 株式会社ワンダーコーポレーション社外取締役（監査等委員
取締役（監査等委員）	松川 誠志	RIZAPグループ株式会社

（注）1. 2019年６月20日開催の第51回定時株主総会において、松川誠志氏は監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
2. 加藤健生氏は、2019年６月20日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員である取締役を退任いたしました。
3. 社外取締役田中弘之及び小島茂の両氏と当社との間には、特別の関係はありません。
4. 取締役田中弘之及び小島茂の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、田中弘之氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 監査等委員小島茂氏は、社会保険労務士の資格を有しております。
7. 監査等委員松川誠志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
取締役 (監査等委員を除く)	3名	30,000千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	2 名 (2名)	7,500千円 (7,500千円)
合計	5名	37,500千円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は、取締役(監査等委員を除く) 3名、取締役(監査等委員) 3名であります。なお、上記の支給人数との相違は、無報酬の取締役(監査等委員)がのべ2名存在していることによるものであります。

(4) 社外取締役(監査等委員)に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役(監査等委員)小島茂氏は、株式会社ワンダーコーポレーションの社外取締役(監査等委員)を兼職しており、当社は同社との間にフランチャイズ契約に基づく商品供給取引の関係があります。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	田中弘之	当期開催の取締役会には、17回中17回、また監査等委員会13回中13回に出席し、主に企業経営に関する豊富な知識・見地から適宜発言を行なっております。
社外取締役 (監査等委員)	小島茂	当期開催の取締役会には、17回中16回、また監査等委員会13回中12回に出席し、主に社会保険労務士としての豊富な知識・見地から法令を踏まえた客観的視点で適宜発言を行なっております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が田中弘之氏4回、小島茂氏4回ありました。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「(3) 取締役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

④ 親会社等または親会社等の子会社から当期において役員として受けた報酬等の総額

当期において、社外取締役(監査等委員)が、役員を兼任する親会社等または親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は3,600千円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支　払　額
1.　当期に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
2.　当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適確性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、当社は2017年６月22日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制システム構築の基本方針を改定しております。改定後の決議内容の概要は以下のとおりであります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)当社は、経営理念に基づき「コンプライアンス基本方針」を制定し、法令・定款・社内規程を遵守することを徹底する。

2)取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることにより、その実効性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」及び「秘密情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。

2)取締役及び監査等委員である取締役は、必要ある場合はこの規程に基づき、文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)リスクマネジメントの確立に向けて、当社をとりまくリスクを想定し、リスクの予防及び危機発生時の迅速、的確な対応ができる組織、体制、規程等を整備する。

2)新たに生じたリスクもしくは重大なリスクが予見された場合は、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じる。

3)組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応については、管理部を主管部門とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

1)取締役会は経営方針を機軸に年度計画及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行なう。

また、目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行なう。

2)取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。

3)取締役会機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・常勤の監査等委員である取締役・その他検討事項に応じて責任者等が出席する経営会議を毎週１回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し、慎重な意思決定を行なう。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範となる「コンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスの強化のための指針とする。

2)内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査し、経営会議、取締役会（監査等委員である取締役含む。）に報告する。

3)使用人が法令・定款等に違反する行為を発見し、それを告発しても、不利益な扱いを受けない内部通報制度を構築する。

⑥ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1)監査等委員である取締役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

2)監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議のうえ指名することができる。

3)指名された使用人への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

1)代表取締役、担当取締役は、取締役会、経営会議等の会議において、担当業務の執行状況を随時報告する。

2)取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査等委員である取締役に対し速やかに報告する。

　また、内部監査の実施状況、内部通報による通報状況についても適宜報告する。

⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

1)監査等委員である取締役全員によって構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役及び監査等委員会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行なう。

2)監査等委員である取締役は、内部監査室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、調査等を求めることができる。監査等委員である取締役は必要に応じ内部監査室と連携・情報交換して職務に当たると共に、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行ない、効率的な監査を実施する。

3)監査等委員である取締役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

1)　反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針とする。

2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

ⅰ）社内規則の整備状況

反社会的勢力との対応を「コンプライアンス基本方針」に基づく「行動基準」に定める。

ⅱ）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

管理部を反社会的勢力対応の総括部署として、事案により関係する部署が窓口となり対応するものとする。

ⅲ）外部の専門機関との連携状況

定期的な警察署への訪問・連絡等を行ない、緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行なう。更に、「特殊暴力防止対策連合会」等に加盟し、不当要求等への対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を行ない、万一に備えた体制強化を図る。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、会計監査人を設置し、「財務報告の基本方針」に基づき金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行なう。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づいた運用状況の概況は、以下のとおりであります。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は13回、経営会議は51回開催いたしました。上記のほかに、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

(2) 監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画等に基づき、常勤の監査等委員は重要な会議に出席するほか、内部監査部門を通じて各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画並びに日程等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについても情報交換を行い、会計監査人と相互連携を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

（注）本事業報告中の記載金額及び数量については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率及び１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失は、小数点第２位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,143,267**	**流動負債**	**2,749,690**
現金及び預金	452,652	支払手形	75,520
売掛金	342,414	電子記録債務	405,604
商品	1,268,376	買掛金	141,096
未着商品	14,744	１年内償還予定の社債	30,000
貯蔵品	15,335	短期借入金	1,255,832
前払費用	38,713	１年内返済予定の長期借入金	346,040
未収入金	7,645	リース債務	70,533
その他	3,386	未払金	70,002
固定資産	**2,478,197**	１年内支払予定の長期未払金	28,951
有形固定資産	**1,196,240**	未払費用	202,080
建物	849,691	未払法人税等	30,444
工具、器具及び備品	330,995	未払消費税等	56,494
土地	15,554	預り金	8,164
無形固定資産	**55,720**	賞与引当金	17,636
ソフトウエア	46,104	資産除去債務	8,989
電話加入権	9,616	その他	2,300
投資その他の資産	**1,226,236**	**固定負債**	**1,485,955**
投資有価証券	988	社債	60,000
出資金	100	長期借入金	662,380
長期前払費用	131	リース債務	169,729
敷金及び保証金	1,225,016	長期未払金	60,712
		繰延税金負債	40,274
		退職給付引当金	231,899
		資産除去債務	252,458
		長期預り保証金	8,500
		負債合計	**4,235,646**
		（純資産の部）	
		株主資本	**385,721**
		資本金	**100,000**
		資本剰余金	**716,354**
		資本準備金	716,354
		利益剰余金	**△370,051**
		その他利益剰余金	△370,051
		繰越利益剰余金	△370,051
		自己株式	**△60,580**
		評価・換算差額等	**97**
		その他有価証券評価差額金	**97**
		純資産合計	**385,819**
資産合計	**4,621,465**	**負債及び純資産合計**	**4,621,465**

損 益 計 算 書

（自 2019年４月１日
至 2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		8,324,337
売上原価		3,634,395
売上総利益		4,689,941
販売費及び一般管理費		4,677,461
営業利益		12,480
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	61	
破損商品等弁償金	382	
保険配当金	73	
雑収入	4,553	5,078
営業外費用		
支払利息	35,609	
社債利息	458	
支払手数料	3,619	
為替差損	3,530	
雑損失	68	43,286
経常損失		25,727
特別損失		
固定資産除却損	233	
店舗閉鎖損失	25,558	
減損損失	276,004	301,796
税引前当期純損失		327,524
法人税、住民税及び事業税	30,000	
法人税等調整額	△15,565	14,434
当期純損失		341,958

株主資本等変動計算書

（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	716,354	716,354
当期変動額			
当期純損失			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	100,000	716,354	716,354

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△28,093	△28,093	△60,580	727,680
当期変動額				
当期純損失	△341,958	△341,958		△341,958
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－		－
当期変動額合計	△341,958	△341,958	－	△341,958
当期末残高	△370,051	△370,051	△60,580	385,721

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	346	346	728,027
当期変動額			
当期純損失		－	△341,958
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△249	△249	△249
当期変動額合計	△249	△249	△342,207
当期末残高	97	97	385,819

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

商　　品..... 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未 着 商 品..... 個別法による原価法

貯　　蔵　　品..... 最終仕入原価法による原価法

(2) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの..... 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ)リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物……10年～27年

工具、器具及び備品……５年～８年

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

(イ)リース資産以外の無形固定資産

ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から特定退職金共済制度からの支給見込額を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4.　その他計算書類作成の基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費……支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(遵守事項)

当社は、短期借入金のうち、動産担保融資契約に基づく660,000千円には遵守事項があり、その内容は次のとおりであります。

(１)各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を2009年2月期決算期末時点の金額の75%以上（761,568千円以上）に維持すること。

(２)各事業年度末時点での貸借対照表における棚卸資産の回転月数を2.0ヶ月以下に維持すること。

(３)各事業年度末時点での経常利益について、２期連続でマイナスとしないこと。

当期末においては、これらの遵守事項の一部に抵触いたしますが、取引銀行からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただいています。

(財務制限条項)

当社は、長期借入金のうち、シンジケートローン（コミットメント期間付タームローン）契約（期末残高484,500千円）には財務制限条項が付されております。その内容は次のとおりであります。

(１)2019年３月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年３月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(２)2019年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常利益が２期連続して損失とならないようにすること。

当期末においては、これらの財務制限条項の一部に抵触いたしますが、取引銀行からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただいております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する可能性を考慮しつつ、少なくとも2020年夏頃までは売上高の減少などの影響は継続し、その後年度末にかけて緩やかに回復していくものと想定して、2020年５月25日の緊急事態宣言解除後の売上高の回復状況も踏まえながら、会計上の見積りを慎重に行い、減損損失の計上等の会計処理に反映しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、店舗の来店客数の減少や店舗の休業・営業時間の短縮等が発生したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保提供資産及び担保付債務

（1）担保資産の内容及びその金額

建物	24,993千円
土地	15,554千円
敷金及び保証金	122,894千円
商品	1,181,472千円
合計	1,344,914千円

（2）担保に係る債務の金額

１年内返済予定の長期借入金	267,157千円
短期借入金	855,832千円
長期借入金	481,260千円
合計	1,604,249千円

担保に供している資産のうち、建物、土地には銀行取引に係る根抵当権が、敷金及び保証金には銀行取引に係る根質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　2,037,586千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	
売掛金	1,297千円
金銭債務	
買掛金	5,004千円
未払金	2,175千円

（損益計算書に関する注記）

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売　上　原　価	11,017千円

2. 関係会社との取引高

売上高	32,720千円
販売費及び一般管理費	38,580千円

3. 減損損失

当期において、当社は以下のグループについて、減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
３店舗 （北海道・宮城県・福島県）	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	25,877
19店舗 （栃木県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	105,103
７店舗 （石川県・静岡県・愛知県・三重県）	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	27,260
８店舗 （滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県）	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	53,675
８店舗 （岡山県・広島県・香川県）	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	42,760
4店舗 （福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県）	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	21,326
計			276,004

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。

店舗については、営業活動による収益が継続して損失となる店舗を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、店舗に係る回収可能価額は使用価値により算定しており、上記の店舗について将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零として評価しております。

その内訳は次のとおりであります。

建物	264,162千円
工具、器具及び備品	11,842千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1.　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	15,000,000	－	－	15,000,000	
自己株式					
普通株式	219,026	－	－	219,026	

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,100千円
退職給付引当金	80,237千円
減損損失	81,156千円
商品評価損	3,810千円
資産除去債務	90,460千円
繰越欠損金	676,227千円
その他	2,162千円
繰延税金資産小計	940,155千円
評価性引当額	△940,155千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△40,223千円
その他有価証券評価差額金	△51千円
繰延税金負債合計	△40,274千円
繰延税金資産の純額	△40,274千円

（金融商品に関する注記）

1.　金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、長期資金として銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金調達しております。また、設備資金としてリ──ス及び割賦による資金調達を行なっております。なお、当社はデリバティブ取引については、投機的な取引は行ないません。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行なっております。

営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金収支の見込みを作成して管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	452,652	452,652	－
(2) 売掛金	342,414	342,414	－
(3) 未収入金	7,645	7,645	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	988	988	－
(5) 敷金及び保証金	1,225,016	1,227,330	2,313
資産計	2,028,717	2,031,031	2,313
(1) 支払手形	75,520	75,520	－
(2) 電子記録債務	405,604	405,604	－
(3) 買掛金	141,096	141,096	－
(4) 短期借入金	1,255,832	1,255,832	－
(5) 未払金	70,002	70,002	－
(6) 未払法人税等	30,444	30,444	－
(7) 未払消費税等	56,494	56,494	－
(8) 社債(＊１)	90,000	90,962	962
(9) 長期借入金(＊２)	1,008,420	1,008,978	558
(10) リース債務(＊３)	240,263	240,526	263
(11) 長期未払金(＊４)	89,664	89,766	101
負債計	3,463,342	3,465,227	1,885

(＊１) １年内償還予定の社債を含めております。
(＊２) １年内返済予定の長期借入金を含めております。
(＊３) １年以内のリース債務を含めております。
(＊４) １年内支払予定の長期未払金を含めております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2)売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、貨幣の時間価値を反映した無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金、(4)短期借入金、(5)未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間内で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を、新規に割賦契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	RIZAPグループ株式会社	東京都新宿区	19,200,445	持株会社	（被所有）直接70.39	役員の兼任	商品の販売	610	売掛金	3
							当社銀行借入に対する債務保証（注）1	1,279,920	—	—
							当社リース債務に対する債務保証（注）1	205,102	—	—
							当社割賦債務に対する債務保証（注）1	89,664	—	—

（注）１.当社は、金融機関からの一部の借入及び一部のリース契約、割賦契約に対し、親会社のRIZAPグループ株式会社より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、期末借入金残高、期末リース債務残高及び期末割賦債務残高を記載しております。また、当該債務保証につきましては、保証料の支払を行っておりません。

２.上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

３.取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の販売等については、価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　26円10銭

2.　１株当たり当期純損失　23円14銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純損失	341,958千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純損失	341,958千円
普通株式の期中平均株式数	14,780,974株

（注）潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象に関する注記）

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令等による影響）

2020年4月7日に発令された新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言及びそれに伴う一部地方自治体の要請等に基づき、一部店舗において営業の休止等を実施した時期がありました。

なお、当該措置が翌事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響について、現時点で合理的に算定することは困難であります。

（多額な資金の借入）

当社は、当座貸越契約を下記のとおり締結し、借入を実行することにいたしました。

当座貸越契約の内容

資金使途	運転資金	運転資金
借入先	株式会社みずほ銀行	株式会社横浜銀行
借入極度額	300,000千円	250,000千円
契約期間	2020年５月29日から 2020年11月30日まで	2020年６月12日から 2020年11月30日まで
借入金額	300,000千円	250,000千円
借入実行日	2020年６月３日	2020年６月12日
金利	短期プライムレート	基準金利-0.37500％
担保提供資産又は保証等	有	有

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年６月11日

株式会社 ＨＡＰｉＮＳ

取 締 役 会 御 中

東 邦 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士 矢 崎 英 城 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士 木 全 計 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＨＡＰｉＮＳの2019年４月１日から2020年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月1日から2020年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その結果方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月11日

株式会社 ＨＡＰｉＮＳ 監査等委員会

常勤監査等委員　田　中　弘　之　㊞

監査等委員　小　島　　茂　㊞

監査等委員　松　川　誠　志　㊞

（注）監査等委員田中弘之及び小島茂は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

別添３

株式会社ジーンズメイト

計算書類等

株式会社ジーンズメイトの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度(2019年４月１日から2020年３月31日まで)におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移しているものの、米中貿易摩擦の影響や直近では新型コロナウイルス感染症の世界的な流行等もあり、先行き不透明な状況にありました。アパレルファッション業界におきましても、相次ぐ台風の上陸や暖冬などの天候不順、10月からの消費増税による節約志向の高まり、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要の急速な減退及び国内の外出自粛ムードの広がり等、総じて厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社は今期より継続的に注力しているMDサイクル適正化に向けた取組み（タイムリーな売価変更を行うことで在庫と粗利率をコントロール）により、売上総利益率:50.0％（前年同期差＋3.1P)、期末棚卸高前年同期末対比：95.3％（前年同期差△71百万円）となりました。併せて販管費削減の取組み継続により、販管費前年同期対比98.0％（前年同期差△76百万円）となるなど、収益構造の改善が着実に現れております。

商品面におきましては、今期より注力する立地別MD（店舗タイプ毎の客層に寄り添った品揃え）強化を継続し、Blue Standard（ブルースタンダード）等のプライベートブランド(PB)アイテムで、春夏・秋冬と年間通して当社独自のヒット商品を開発することが出来ております。またレディースの主力PBであるfort point（フォートポイント）でも、10月からトライアルしてきた40歳代をターゲットにした新シリーズが好調に推移した事で、来期より全店で展開することとなりました。加えてOUTDOOR PRODUCTSでは、大人の男性客層を獲得すべく新たなシリーズとしてデビューした「BLACK LINE」（ブラックライン）は、OUTDOOR PRODUCTS ブランド全体の価値向上に寄与し、 狙い通りOUTDOOR PRODUCTS業態の男性客増加にも繋げることが出来ました。

一方でインバウンドに関しては、９月より免税対応店舗を全店に拡大（前年同時期差＋55店舗）し、12月度からは訪日中国人向けに新たな販促施策をトライアルしたものの、中国での法改正等の影響もありまとめ買いも減ったことに加え、１月末からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受けて旅行者自体が大幅に減少したことで、免税売上は前年同期間対比：78.8％（前

年同期差△211百万円）と大幅な減収となりました。

店舗展開におきましては、「JEANS MATE」業態を１店舗、マルチブランド型MDショップ「JEM」（ジェイ・イー・エム）業態を４店舗、「OUTDOOR PRODUCTS」業態３店舗、合計８店舗を商業施設へ出店いたしました。これらにより、当事業年度末の総店舗数は84店舗（うち催事契約６店舗、前年同月度末店舗数76店舗）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,769百万円（前年同期比：9.4％減）、営業利益28百万円（前年同期比：69.0％減）、経常利益35百万円（前年同期比：66.3％減）、当期純損失37百万円（前年同期は当期純利益19百万円）となりました。

部門別の売上高は次のとおりであります。

部　　門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
	千円	%	%
ボトムス （ ジーンズ、カジュアルパンツ他）	1,884,002	24.2	88.3
トップス （ シャツ、Ｔシャツ、ジャケット他）	4,153,616	53.5	93.7
小物 （ソックス、雑貨他）	1,731,895	22.3	86.2
計	7,769,514	100.0	90.6

② 設 備 投 資 の 状 況

当事業年度の設備投資の総額は107百万円(敷金および保証金含む。)であり、当事業年度中の新規出店は次の８店舗であります。

店名		所在地	出店年月
JEANS MATE(JEM)	ららぽーと立川立飛	東京都立川市	2019年４月
OUTDOOR PRODUCTS	イオンモール成田	千葉県成田市	2019年４月
OUTDOOR PRODUCTS	イオンモール熊本	熊本県上益城郡	2019年６月
JEANS MATE(JEM)	横浜ワールドポーターズ	横浜市中区	2019年８月
JEANS MATE	聖蹟桜ヶ丘オーパ	東京都多摩市	2019年10月
JEANS MATE(JEM)	ららぽーと TOKYO-BAY	千葉県船橋市	2019年12月
JEANS MATE(JEM)	ららぽーと和泉	大阪府和泉市	2019年12月
OUTDOOR PRODUCTS	ららぽーと湘南平塚	神奈川県平塚市	2020年３月

(2) 財産および損益の状況の推移

区分	第57期 (自2016.2.21 至2017.2.20)	第58期 (自2017.2.21 至2018.3.31)	第59期 (自2018.4.1 至2019.3.31)	第60期 (自2019.4.1 至2020.3.31)
売上高(千円)	9,195,344	9,727,151	8,579,548	7,769,514
経常利益又は損失(△)(千円)	△800,580	△591,738	105,056	35,407
当期純利益又は純損失(△)(千円)	△1,204,522	△789,511	19,968	△37,919
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)	△110.16	△54.93	1.39	△2.64
総資産(千円)	5,617,889	4,932,237	4,722,940	4,307,790
純資産(千円)	4,186,672	3,396,164	3,416,034	3,378,075
１株当たり純資産額(円)	291.26	236.28	237.67	235.03

(注) 第58期につきましては、事業年度の変更に伴い、2017年２月21日から2018年３月31日までの13ヶ月11日間となっております。

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、昨年まで好調であったインバウンド需要の急激な減少や、４月７日に発出された政府の緊急事態宣言の全国への適用拡大等による、約半数の店舗臨時休業と営業店舗の大幅な営業時間短縮など、来店客数及び売上高に大きく影響する状況が続いております。この先行き不透明な状況等を踏まえ、現時点では業績の合理的な算定が困難と判断し、2021年３月期通期業績予想値を未定としております。今後業績予想の算定が可能となった時点で、速やかに開示いたします。

このような状況の下、来期に関しても売上高と利益を確実に確保していく為に、継続して下記施策を実行してまいります。

①MD改革により、PB商品をOUTDOOR PRODUCTS（メンズ・レディース)、Blue Standard（メンズ)、fort point（レディース）の３ブランド中心に再強化を進め、実店舗・EC共に販売に最注力することで売上増と粗利率を向上。

②EC事業の更なる成長に向け、ECモールへの継続注力と並行して、自社ECサイト・OUTDOOR PRODUCTS公式ECサイトのリプレイス、EC用商品の開発強化及びオムニチャネル化の推進。

③更なる各種管理費の圧縮と人財配置の最適化によるコスト削減の推進。

(4) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はRIZAP グループ株式会社で、同社は当社の普通株式の9,198,809株(議決権比率64.45%)を保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ．当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(5) 主 要 な 事 業 内 容(2020年３月31日現在)

当社はカジュアルウェアや雑貨等を販売する専門店チェーンであります。2020年３月31日現在で「JEANS MATE」業態68店舗、「OUTDOOR PRODUCTS」業態15店舗、「Happy Door」業態１店舗の計84店舗を展開しております。

主たる出店形態は、駅周辺や繁華街等の集客力のある商業集積地へのビルイン出店から、ショッピングセンター内テナント出店へ移行しつつあります。

(6) 主要な事業所および店舗（2020年３月31日現在）

本　　社　東京都渋谷区富ヶ谷１丁目49番４号

柏物流センター　千葉県柏市大島田２丁目18番地６

店舗			
計84店舗	JEANS MATE（jM・JEM含む）	68店舗	東京30、神奈川12、千葉３、埼玉６、静岡１、愛知４、大阪６、兵庫１、広島１、山口１、福岡３
	OUTDOOR PRODUCTS	15店舗	東京１、神奈川１、千葉２、群馬１、愛知１、大阪４、岡山１、広島２、福岡１、熊本１
	Happy Door	１店舗	広島１

(7) 従 業 員 の 状 況(2020年３月31日現在)

事業部門の名称	従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
店舗	81(340)	８(△25)	35歳６ヶ月	12年４ヶ月
本社および物流センター	37(　６)	６(△４)	43歳７ヶ月	19年５ヶ月
合計または平均	118(346)	14(△29)	38歳０ヶ月	14年６ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、グループ会社への出向者(１名)を含んでおりません。
2. パートおよび嘱託社員は（ ）内に１人１ヶ月172.0時間換算による年間の平均人員を外数で記載しております。
3. △はマイナスを表しております。

２．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　　40,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　　14,373,049株(自己株式1,728,417株を除く。)

(3) **株　主　数**　　8,717名

(4) **大　株　主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
ＲＩＺＡＰグループ㈱	9,198千株	64.00％
ジーンズメイト従業員持株会	186	1.29
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	128	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口５）	121	0.84
大桑啓嗣	70	0.48
中村久幸	69	0.48
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口２）	56	0.39
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口６)	49	0.34
小林正幹	47	0.32
楽天証券㈱	46	0.32

（注）持株比率は自己株式(1,728,417株)を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年３月31日現在）

役　　名	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	冨　澤　　茂	
取　締　役	佐藤信治	経営管理部長
取　締　役	鎌谷賢之	RIZAPグループ㈱執行役員 経営企画本部長兼財務経理本部長
取締役（監査等委員）	根本真孝	公認会計士、税理士
取締役（監査等委員）	大塚隆平	
取締役（監査等委員）	加納治夫	税理士

（注）1. 取締役(監査等委員)根本真孝氏、大塚隆平氏および加納治夫氏は、社外取締役であります。なお、各氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 取締役(監査等委員)の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の取締役(監査等委員)を選定しておりません。

3. 取締役(監査等委員)根本真孝氏は、公認会計士および税理士の資格を、加納治夫氏は、税理士の資格をそれぞれ有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就 任

2019年６月21日開催の第59期定時株主総会において鎌谷賢之氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退 任

2019年６月21日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役内藤雅義氏、池内清和氏は退任いたしました。

③ 異 動

該当事項はありません。

(3) 役員の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	3名 (　　－)	36百万円 (　　－)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (　　3)	10 (　　10)
合　　計	6	47

(注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年５月18日開催の第57期定時株主総会において、監査等委員でない取締役については年額200百万円以内、監査等委員である取締役については年額30百万円以内と決議いただいております。

3. 上記の表の人数および報酬には、2019年６月21日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した１名分を含んでおります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員及び業務執行取締役ではない取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外役員及び業務執行取締役ではない取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低限度額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	根 本 真 孝	当事業年度開催の取締役会全18回のうち18回に出席し、また、監査等委員会全11回のうち11回に出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	大 塚 隆 平	当事業年度開催の取締役会全18回のうち17回に出席し、また、監査等委員会全11回のうち10回に出席し、企業経営者としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	加 納 治 夫	当事業年度開催の取締役会全18回のうち16回に出席し、また、監査等委員会全11回のうち11回に出席し、税理士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

４．会計監査人の状況

(1) 名　　称　東邦監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

（注）1. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の同意を得たうえで、又、監査等委員会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 内部統制システムの一環として社長直轄の内部監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務執行の有効性等についての監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う。

② 経営の透明性とコンプライアンス経営および法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとっている。

③ 会社規則の制定および運用状況の検証を行う。

④ 2007年２月21日制定の当社コンプライアンス規程第７条第３項に基づき、暴力団等の反社会的活動、暴力、不当な要求をする人物および団体に対しては警察、顧問弁護士とも連携の上、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、監査等委員会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書管理規程に従い適切に保存・管理する。

② 情報の不正使用および漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ施策を推進する。

③ 個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施および管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理をはじめとするセキュリティ体制を確立する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理については、危機管理規程、防災マニュアルを定めるとともに、各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う。

② 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

② 「迅速かつ的確な経営および執行判断」を補完する機関として、本社の各部署代表者を構成員とする経営会議を週１回定例開催し、経営課題の検討および報告をする。

③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査等委員会補助者を任命する。

(6) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

① 監査等委員会補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとする。これらの者の異動、懲戒については監査等委員会の同意を得るものとする。

② 監査等委員会補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

(7) 取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査等委員会に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。

② 取締役および従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

③ 「内部通報処理規程」等の社内規程に基づき、通報者に対し、当該通報したことを理由として不利益な取り扱いを行わないこととする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、社内において実施される会議に参加できる。

② 監査等委員会と代表取締役との間に、定期的な意見交換会を設定する。

③ 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。

また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当社では、事業の継続・安定的発展を確保することを目的とし、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

１．コンプライアンス体制

当社は使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、適宜会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報処理規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

２．リスク管理

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため、リスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を適宜取締役会で協議を行うなど、リスク管理の強化を図っております。

３．取締役の職務執行

定時取締役会を月に１回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査等委員も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

当事業年度につきましては、取締役会を18回開催しております。

４．監査等委員会の職務執行

当事業年度においては監査等委員会を11回開催しており、監査等委員会からの会社の状況に関する報告および監査等委員相互による意見交換等が行われております。また、監査等委員は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行について監視をしております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額		科目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
流動資産		2,876,283	流動負債	565,635
現金及び預金		1,135,432	買掛金	190,525
売掛金		194,476	リース債務	47,624
商品		1,433,641	未払金	195,505
前払費用		72,619	未払費用	31,107
未収入金		9,521	未払住民税等	65,545
その他		30,592	賞与引当金	19,505
固定資産		1,431,506	店舗閉鎖損失引当金	2,081
有形固定資産		206,445	資産除去債務	8,816
建物	1,432,583		その他	4,923
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,274,829	157,753	固定負債	364,080
構築物	29,794		リース債務	36,903
減価償却累計額及び減損損失累計額	△29,794	－	資産除去債務	312,826
工具、器具及び備品	687,070		その他	14,350
減価償却累計額及び減損損失累計額	△660,046	27,023	負債合計	929,715
リース資産減	88,044		(純資産の部)	
価償却累計額及び減損損失累計額建	△83,579	4,464	株主資本	3,378,075
設仮勘定無形		17,204	資本金	2,338,387
固定資産ソフ		6,385	資本剰余金資	2,448,009
トウェア投資そ		6,385	本準備金利	2,448,009
の他の資産敷金及		1,218,675	益剰余金利益	△146,955
び保証金長期未		1,210,560	準備金	134,089
収入金そ		166,080	その他利益剰余金別	△281,044
の他貸倒		8,115	途積立金繰越	500,000
引当金		△166,080	利益剰余金	△781,044
			自己株式	△1,261,365
			純資産合計	3,378,075
資産合計		4,307,790	負債・純資産合計	4,307,790

損　益　計　算　書

（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,769,514
売上原価		3,887,407
売上総利益		3,882,107
販売費及び一般管理費		3,853,771
営業利益		28,335
営業外収益		
受取利息	51	
その他	7,623	7,674
営業外費用		
その他	603	603
経常利益		35,407
特別損失		
減損損失	27,681	
店舗閉鎖損失	803	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	2,081	30,567
税引前当期純利益		4,840
法人税等合計		
住民税	37,653	
法人税等調整額	5,106	42,759
当期純損失		37,919

株主資本等変動計算書

（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,338,387	2,448,009	2,448,009	134,089	500,000	△743,125	△109,036
当期変動額							
当期純損失						△37,919	△37,919
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△37,919	△37,919
当期末残高	2,338,387	2,448,009	2,448,009	134,089	500,000	△781,044	△146,955

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△1,261,326	3,416,034	3,416,034
当期変動額			
当期純損失		△37,919	△37,919
自己株式の取得	△39	△39	△39
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	△39	△37,959	△37,959
当期末残高	△1,261,365	3,378,075	3,378,075

個別注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.　資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法に基づく原価法
なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法によっております。
(2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品
移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2.　固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年４月１日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　６～18年
工具、器具及び備品　５～10年
(2) 無形固定資産(リース資産を除く)
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(4) 長期前払費用
均等償却

3.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗退店に伴い発生する損失に備えるため、退店関連損失見込額を計上しております。

4.　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を充たす場合には、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象へ

ッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替予約は、輸入仕入等に係る為替変動リスクを軽減する目的で、外貨建予定取引の決済に必要な範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

1.　担保に供している資産の内容は次のとおりであります。

現金及び預金(定期預金)（注）	72,000千円

（注）銀行信用状発行の担保に供しております。

2.　関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権	－千円
短期金銭債務	9,340千円

（損益計算書に関する注記）

1.　関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	58,767千円
販売費及び一般管理費	173,141千円
営業取引以外の取引による取引高	－千円

2.　減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

（単位：千円）

都道府県	用途	種類	減損損失
東京都・神奈川等	店舗	建物	17,180
		工具、器具及び備品	988
		その他	9,512
		計	27,681

資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を行っている店舗単位とし、本部設備等を共用資産としております。収益性が著しく低下した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(27,681千円)として計上いたしました。当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため回収可能価額は零として評価しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式	16,101,466株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	1,728,417株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,972千円
たな卸資産評価損	17,715千円
減損損失	112,892千円
貸倒引当金	50,853千円
資産除去債務	98,487千円
繰越欠損金	1,473,578千円
その他	22,465千円
繰延税金資産小計	1,781,965千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,473,578千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△308,386千円
評価性引当額小計	△1,781,965千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する有形固定資産	14,350千円
繰延税金負債合計	14,350千円
繰延税金負債純額	14,350千円

（金融商品に関する注記）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備計画に照らして、必要な資金を常に確保しております。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先等の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に新規出店時に係る契約先への預け入れ、また長期未収入金は退店した店舗の未返還の敷金及び保証金であり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払住民税等は、１年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後７年以内となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、内部管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て、実需の範囲内で行っております。

② 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

売掛金及び未収入金については、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金並びに長期未収入金については、差入先の信用状況を定期的に監視することを通じて、リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引先相手を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	1,135,432	1,135,432	－
(2) 売掛金	194,476	194,476	－
(3) 未収入金	9,521	9,521	－
(4) 敷金及び保証金	1,210,560	1,210,161	△398
(5) 長期未収入金	166,080		
貸倒引当金（※）	△166,080		
	－	－	－
資産計	2,549,990	2,549,592	△398
(1) 買掛金	190,525	190,525	－
(2) リース債務	84,527	84,180	△347
(3) 未払金	195,505	195,505	－
(4) 未払住民税等	65,545	65,545	－
負債計	536,103	535,756	△347

（※）長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

返還予定時期に基づき、合理的に見積った将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

(5) 長期未収入金

回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4)未払住民税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には１年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（資産除去債務に関する注記）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、本社事務所及び倉庫の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	296,378千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,559千円
時の経過による調整額	320千円
資産除去債務の履行による減少額	△2,614千円
期末残高	321,643千円

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

1.	１株当たり純資産額	235円３銭
2.	１株当たり当期純損失	２円64銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月29日

株式会社　ジーンズメイト
取締役会　御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢　崎　英　城　㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	髙　梨　良　紀　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジーンズメイトの2019年４月１日から2020年３月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、

及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査等委員会補助者である内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月１日

株式会社ジーンズメイト　監査等委員会

監査等委員　根本真孝　㊞

監査等委員　大塚隆平　㊞

監査等委員　加納治夫　㊞

（注）監査等委員根本真孝、大塚隆平及び加納治夫は、会社法第2条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以 上